

小規模建築物

基本的な考え方

- ・小規模な生活関連施設の利用特性を踏まえ、すべての利用者が円滑に利用できるように整備を行う。
- ・介助等を行う施設では、従業員等に対し介助等に関する教育訓練を行う。

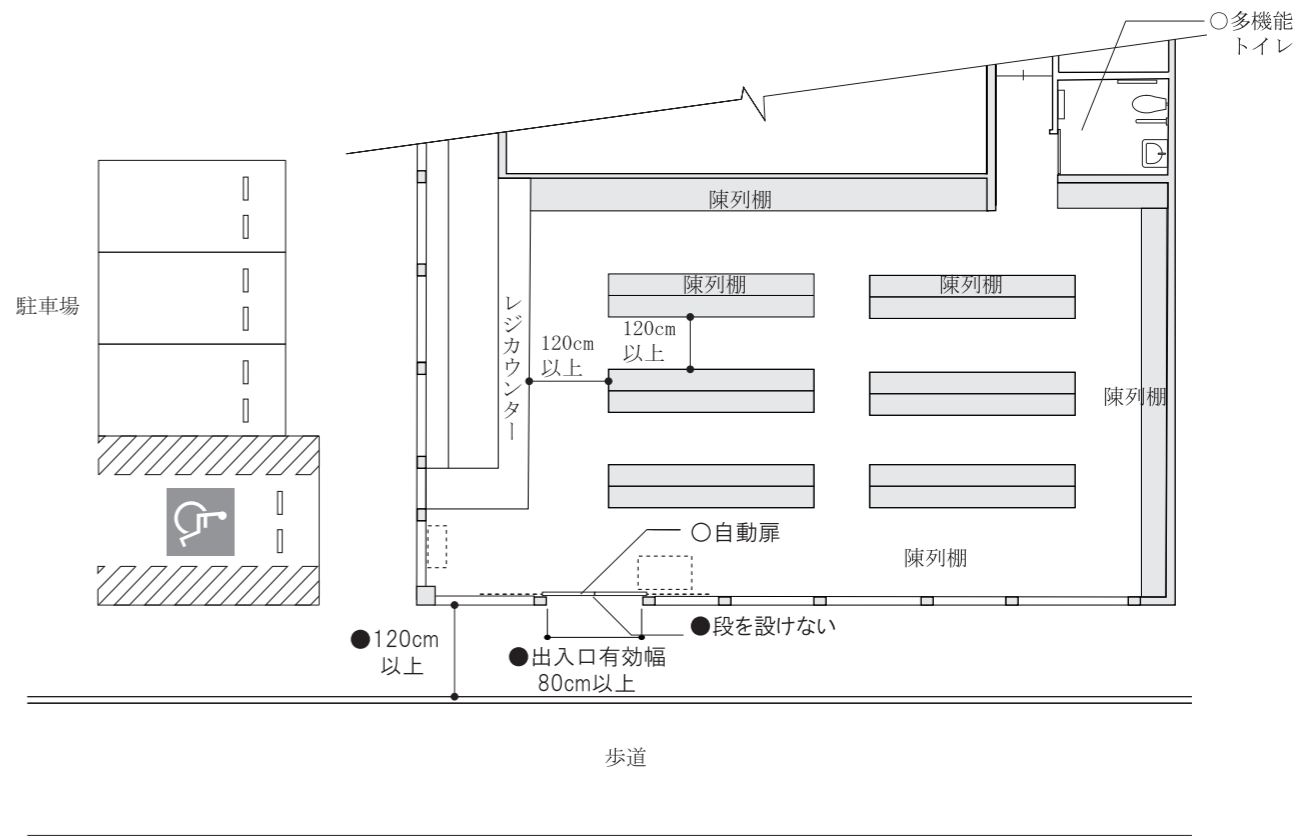
1

●整備基準

○望ましい基準

解説

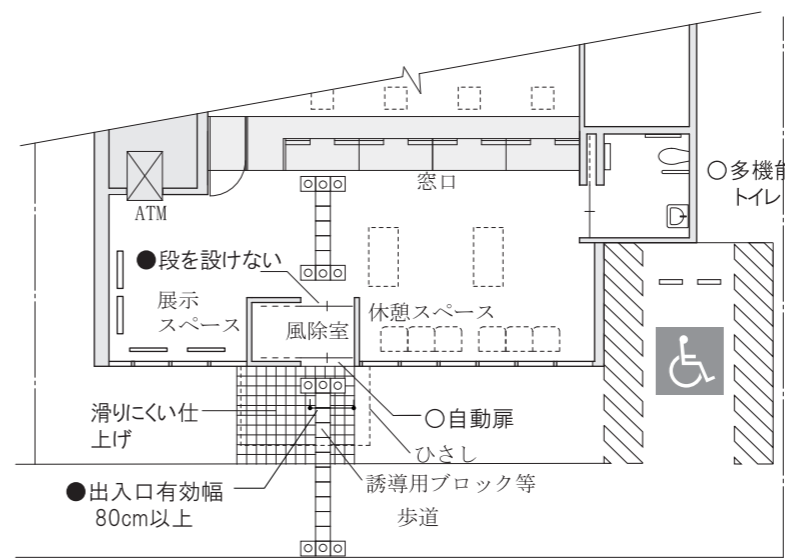
	●整備基準	○望ましい基準	解説
	小規模建築物(床面積(車庫等床面積を除く。))の合計が200㎡未満の建築物(別表第三第一号イからリまで、ル及びウ並びに第二号ロを除く。)及び150㎡未満の同表第一号ル及び第二号ロの店舗をいう。)に関する整備基準		
1 出入口	利用者の用に供する一以上の出入口は、次に定める構造とすること。		
(1)幅	幅は、80cm以上とすること。	・幅は、90cm以上とする。 ・自動ドア等の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。	
(2)段	通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能となる場合においては、この限りでない。		・段差が残るため介助を行う場合は、出入口に介助を行う旨についての表示を行う。 ・介助は利用者に、その等をよく確認してから行う。
2 敷地内の通路	利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。		
(1)幅	幅は、1.2m以上とすること。	・幅は140cm以上とする。 ・表面は粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げる。	
(2)段	通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路若しくは昇降機を併設する場合、又は当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能となる場合においては、この限りでない。		
3 便所	利用者の用に供する便所を設ける場合においては、建築物8(2)に定める基準に準じたものとするよう努めること。	・用途に応じ便所内には乳幼児用ベッド、乳児用イスを設ける。 ・洗面器周辺に鏡を適切に設ける(斜め鏡は不可)。 ・設置した設備に応じて高齢者、障害者、乳幼児等が利用できる旨の表示を行う。	・便所の基準はP74参照
4 駐車場		・車いす使用者用駐車施設を1以上設ける。	



コンビニエンスストアの整備



小規模建築物の段差解消



小規模な金融機関の整備

コラム

- ・小規模建築物で介助等の人的対応を行う場合には「常に行う」ことが必要である。
- ・旅行などに出かけて、一番困るのはトイレの問題。ガソリンスタンドやコンビニエンスストアに障害者の利用できるトイレを整備することが望ましい。